

令和7年度 浪速区民間事業者を活用した課外学習事業  
協定にかかる細則

大阪市（以下『甲』という。）及び〇〇（以下『乙』という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の各項目によって公正な協定にかかる細則を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

1 事業名称

浪速区小学生の学力向上支援事業

2 事業目的

浪速区内の小学5、6年生を対象に、放課後の学習時間を確保し、少人数制により個々の子どもの習熟度に応じた個別学習指導（以下、「少人数制個別学習指導」という。）学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的とする。

3 事業実施場所

- (1) 大阪市立難波元町小学校（大阪市浪速区元町1-5-30）
- (2) 大阪市浪速区民センター（大阪市浪速区稲荷2-4-3）

4 実施期間

令和7年 月 日～令和8年3月31日までとする。

5 会場の使用について

- (1) 乙は下記の条件の範囲内で各会場を使用する。  
本細則「3 事業実施場所（1）」の会場は、学校と別途協議し、年間80日程度放課後の時間内に実施し各日17時までに退出すること。（2）の会場は原則として、火・木曜日の17時30分から19時00分までの使用とする。
- (2) 本事業の協定締結後に、会場のある施設における行事予定等により本事業実施期間において（1）の曜日・時間帯が変更になる可能性があるが、その場合は甲、乙、及び当該施設の管理者の三者で協議を行う。

6 会場の管理について

- (1) 日々の原状回復について  
乙は、開講日ごとに、開講時間後に会場（通路等含む）の清掃を行い、開講前の状態への原状回復を行い、忘れ物やごみの放置などがないようにする。会場施設内では廃棄せず、ごみは都度持ち帰る。
- (2) 会場の施錠管理について  
乙は、開講前は、各会場への入口の施錠管理を瑕疵なく行い、開講時間後は、速やかに原状回復を終えて施錠等を行い退所する。

7 事業の実施方針

乙は、学年及び受講者の習熟度に合わせた教材や課外学習により、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行う。

## 8 事業の内容

乙は、本細則7及び下記の(1)～(5)をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

### (1) 企画について

乙は、事業方針(別添のとおり)に基づき、子どもの習熟度に応じた課外学習事業を提案した内容に沿って誠実に履行する。

### (2) 事業の実施・運営について

乙は、企画提案書にて掲げた事業内容に基づき、次のとおり運営を実施する。

・(1)の会場については、年度当初に学校長と、学校行事等の予定等を調整し、年度の計画表を作成する。(2)の会場については、甲と調整し年度の計画表を作成する。

・事業実施体制(人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等)を作成する。

### (3) 事業における受講者の保険について

乙は、受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入する。

### (4) アンケートについて

乙は、受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と事業効果検証を実施する。アンケートは、事業開始前、実施終了頃の2回行い、内容や実施時期については、事前に甲と調整する。

乙は、アンケート実施ごとにすみやかに集計を行い、結果を甲に報告する。

### (5) 事業の目標

乙は、実施終了頃に実施する参加者アンケートにおいて、「学校の勉強の理解度」に関する質問に対し、「十分理解できている」や「理解できている」と回答する割合を、事業開始前の割合よりも増加させる。

## 9 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、乙は甲と適宜調整を行う。ただし災害が発生した場合は、本細則「10 災害時における対応について」に従う。

(3) 乙は、毎月の実施内容について、翌月の10日までに月例報告書として甲に提出する。

(4) 乙は、本事業終了後は、10日以内に、収支明細(企画提案における経費内訳書と同じ様式とする)及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出する。

## 10 災害時における対応について

災害発生時においては、乙は、当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、すみやかに甲に連絡し、対応を調整する。

災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するかどうかの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になりしだいすみやかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

## 12 個人情報の取扱い

乙は、個人情報保護の重要性を認識し、業務に関する個人情報の取扱いにあたっては、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に行わなければならない。

## 15 受講者の募集

(1) 受講者の募集は、甲との調整を経たうえで、乙が募集チラシを作成し、浪速区内小学

校にチラシを配布する。

- (2) 乙は、電話での申込受付等の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講者を募集する。また、募集の前に手法・期間について、甲と調整する。

#### 16 受講料の取扱いについて

- (1) 乙は、受講料月額10,000円(税込)の範囲内で可能な限りの指導内容を構築して本事業を実施する。
- (2) 乙は、受講者からの「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー(大阪市習い事・塾代助成カード)による受講料の支払を可能とすること。

#### 17 年間スケジュールについて

事業にかかる年間スケジュールについては、別紙のとおりとする。

#### 18 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害(本細則「19 第三者に及ぼした損害(1)(2)(3)」に定める損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

#### 19 第三者に及ぼした損害

- (1) 事業の実施に伴い第三者に損害を及ぼし、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の定めにかかわらず、(1)にて規定する賠償額(保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) (1)(2)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

#### 20 光熱費の負担について

- (1) 協定書及び本細則における光熱費とは、本細則「3 事業実施場所の(1)」に定める会場を使用する際に生じる照明及び空調機器の使用時間に応じた光熱費相当分の費用とする。
- (2) 乙が負担すべき光熱費の算定については、甲が指定した方法により積算する。
- (3) 乙が(1)の請求に応じず指定の納入期限までに支払わなかった場合には、甲は地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第240条の規定により督促等必要な措置を行うことができる。
- (4) 乙が(1)の請求において指定した期限までに納付しないときは、甲は、乙に対し、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、当該請求額につき大阪市財産条例(昭和39年3月19日条例第8号)第11条及び第23条の規定に基づく延滞損害金を請求することができる。

#### 21 細則の有効期間

本細則にて定める全ての事項については、令和8年3月31日まで有効とする。ただし、協

定書の実施期間が変更された場合、当該変更の実施期間の末日まで有効とする。

22 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、決定する。

本細則の締結を証するため、細則書面2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市協定担当者 浪速区長 印

乙 住所  
事業者名  
代表者名 印